

**答 申 書**  
**(答申第85号)**  
平成21年4月24日

---

**1 審査会の結論**

異議申立人の子に係る〇〇〇〇〇児童相談所が保有する公文書に記録された個人情報のうち、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第16条第1項第1号に規定する非開示情報に該当しない個人情報を不存在としたことは妥当でなく、別紙1の表の右欄に掲げる情報を特定し、開示等の決定をすべきである。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**  
(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「〇〇〇〇〇児童相談所が保有する異議申立人の子（以下「本件児童」という。）に関する書類のうち、北海道個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第1項第1号に該当する当該個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがあると認められないもの」である。

なお、異議申立人は、本件開示請求以前にも、北海道知事（以下「実施機関」という。）に対し、本件児童に係る個人情報の開示請求を行っており、その経緯は次のとおりである。

ア 異議申立人は、平成20年6月12日付けで実施機関に対し、本件児童に関する〇〇〇〇〇児童相談所におけるすべての公文書に記録された個人情報についての開示請求を行った。

イ 実施機関は、上記アの開示請求に対して、〇〇〇〇〇児童相談所が保有する本件児童に関する児童票一式（以下「本件児童票一式」という。）に記録された個人情報を対象個人情報と特定し、そのすべてが、条例第16条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして、同年7月2日付けで個人情報非開示決定処分を行った。

ウ 異議申立人は、同月28日付けで本件開示請求を行った。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件開示請求に対して、上記イで、記録された情報のすべてが1号情報に該当するとして本件児童票一式以外には、本件児童に関する個人情報が記録された公文書は存在しないことを理由として、条例第22条の規定に基づき個人情報不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件児童に関するすべての個人情報が1号情報に該当するとは考えられないとして、1号情報に該当しない情報の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第16条第1項第1号は、開示請求者（第14条第2項の規定により法定代理人が個人情報の本人に代わって当該個人情報の開示請求をする場合にあっては、当該個人情報の本人をいう。）の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがあると認められる個人情報は、非開示情報に該当する旨を定めている。



当審査会としては、本件における相談援助活動が、家庭内の機微にかかわる問題に起因するものであることを考慮すると、家庭等に対する調査記録及びそれに伴う評価や診断に関する情報については、開示することにより、今後における家族再統合の妨げとなるとの実施機関の主張を否定することはできず、当該個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがあると認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

しかしながら、本件児童票一式のうち、別紙1の表の①の「母親から児童あての手紙の写し」に記録されている情報については、異議申立人及び本件児童が当然に了知している内容であることから、これを開示しても、当該個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがあるとは認められない。

また、別紙1の表の②から⑪の異議申立人又は関係機関に発送した文書に係る決定書等に記録されている情報から評価に関する情報を除いた情報については、家庭等に対する調査記録及びそれに伴う評価や診断に関する情報に当たらないことから、これを開示しても、当該個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがあるとは認められない。

したがって、本件児童票一式に記録されている情報は、不可分一体であるとの実施機関の主張は採用できず、本件児童票一式のうち、別紙1の表の右欄に掲げる情報は、1号情報に該当しないと認められることから、実施機関は、これらの情報を本件開示請求の対象個人情報として特定し、開示等の決定を行うべきであると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成20年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号82）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦本件児童票一式に係る個人情報開示請求書、個人情報非開示決定通知書及び対象公文書の写し）の提出</li> </ul>
平成20年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託</li> </ul>
平成20年11月19日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 異議申立人の意見陳述及び意見書の提出</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成20年12月18日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から補足説明を聴取</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成21年1月14日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成21年2月6日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成21年2月27日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成21年4月15日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成21年4月23日 （第38回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成21年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>

## 別紙 1

本件児童票一式のうち、1号情報に該当しない情報

	公文書名	1号情報に該当しない情報
①	母親から児童あての手紙の写し	・全部
②	保護者への書簡文の送付について (平成○年○月○日付け○○第○○号) のうち、書簡文	・全部
③	指導措置決定通知書 (平成○年○月○日付け○○第○○号)	・全部
④	指導措置解除決定通知書 (平成○年○月○日付け○○第○○号)	・全部
⑤	措置決定通知書 (平成○年○月○日付け○○第○○号)	・関係機関あて通知書の備考欄の記述を除く部分
⑥	指導措置決定通知書 (平成○年○月○日付け○○第○○号)	・全部
⑦	指導措置決定通知書 (平成○年○月○日付け○○第○○号)	・措置の理由及び内容に係る記述のうち、1行目から3行目までを除く部分
⑧	指導措置解除決定通知書 (平成○年○月○日付け○○第○○号)	・全部
⑨	一時保護・解除決定書 (平成○年○月○日、○日付け)	
	決定書	・保護理由欄の記述を除く部分
	一時保護について(通知)	・理由に係る記述を除く部分
	一時保護委託書	・委託理由に係る記述を除く部分
⑩	児童福祉施設等入所児童に係る関係書類について(送付) (平成○年○月○日付け○○第○○号)	・全部
⑪	児童福祉施設被措置者の扶養義務者の税額等確認書について(依頼) (平成○年○月○日付け○○第○○号)	・全部